

長島町地域包括支援センターだより

介護予防・日常生活支援総合事業が

始まります！

◎介護保険制度の改正により

平成29年4月スタート

町では、平成29年4月1日から、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始します。

高齢者世帯や認知症高齢者の増加が予想されるなか、高齢者がいつまでも住み慣れた町で自分らしく生活ができるように、これからは特に要介護状態になることを予防するための取り組みが必要です。一人一人ができる限り介護予防に努めるとともに、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活していくことが大切です。

誰もが参加できる、身近な場所での「体操教室」などで、役割を担うことは介護予防にもつながります。今後も住民の自主的な介護予防活動の立ち上げや、運営について幅広く応援していきます。こうした住民の皆さんの参加による、幅広い支え合いの地域づくりを推進していきます。

◎総合事業の内容は？

「訪問介護」または「通所介護」の利用を希望する要支援認定者について、今までの介護予防給付から総合事業の「訪問型サービス」または「通所型サービス」へと移行します。

総合事業によるサービスだけ利用する場合は、「要介護認定」を省略して「基本チェックリスト」によって生活機能の低下がみられた人を「事業対象者」と認定することで、サービス利用が可能になります。

◎今までのサービスは受けられない？

要介護認定を受けている人や要支援であつても訪問看護や福祉用具貸与などを利用している人は、今まで通りのサービスを受けることができます。申請方法など手続きの流れも変わりません。

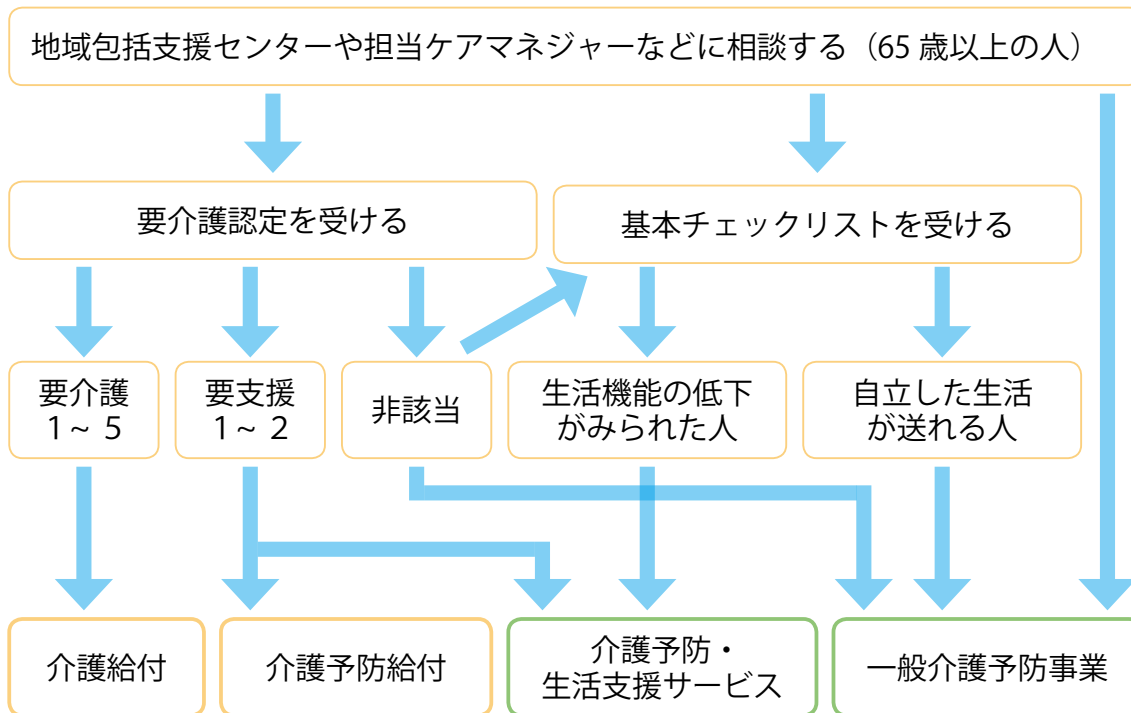
◎どこに相談すればいいの？

新規で利用したい人は地域包括支援センターへ、現在介護サービスを利用されている人は担当のケアマネジャーにご相談ください。

◎問い合わせ先

長島町地域包括支援センター
☎（86）1153「直通」

介護保険サービス利用までの流れ



今までの介護保険サービス

介護予防・日常生活支援総合事業